

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 7 年 5 月 2 3 日

国立研究開発法人水産研究・教育機構
水産技術研究所管理部門長 山本 潤

1. 調達内容

- (1) 調達件名及び数量 (単価契約) 魚類耳石年齢査定及び胃内容物査定業務 一式
- (2) 調達仕様 入札説明書による。
- (3) 履行期間 自) 契約締結日
至) 令和 8 年 3 月 2 日
- (4) 履行場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法 入札金額は、それぞれの単価に予定数量を乗じて算出した合算額を記載すること。また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する額を加算した金額 (当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額) をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 競争参加資格

- (1) 国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱規程 (平成 1 3 年 4 月 1 日付け 1 3 水研第 6 5 号) 第 1 2 条第 1 項及び第 1 3 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 7 ・ 8 ・ 9 年度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は全省庁統一資格の「役務の提供等契約」の業種「調査・研究」で「 A 」、「 B 」、「 C 」又は「 D 」いずれかの等級に格付けされている者であること。
- (3) 国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長から物品の製造契約、物品の販売契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
ただし、全省庁統一資格に格付けされている者である場合は、国の機関の同様の指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 7 7 号) 第 3 2 条第 1 項各号に掲げる者でないこと。
- (5) 本業務を履行しうる知識及び技術を有することを証明した者であること。

3. 入札説明書等の交付方法

- 競争参加希望者は、以下により入札説明書等 (入札説明書、入札心得書、契約書案、入札書様式、委任状様式等) の交付を受けること。
- ① 直接交付
栃木県日光市中宮祠 2 4 8 2 - 3
国立研究開発法人水産研究・教育機構
水産技術研究所日光庁舎
電話 0 2 8 8 - 5 5 - 0 0 5 5
F A X 0 2 8 8 - 5 5 - 0 0 6 4
- ② 宅配便着払いによる交付
任意書式に「 (単価契約) 魚類耳石年齢査定及び胃内容物査定業務入札説明書宅配便にて希望」と記入し、社名、担当者名、住所、電話番号を記載のうえ、上記 ① あて F A X 送信すること。
- ③ メールによる交付
任意書式に「 (単価契約) 魚類耳石年齢査定及び胃内容物査定業務入札説明書メールにて希望」と記入し、社名、担当者名、メールアドレス、電話番号を記載のうえ、上記 ① あて F A X 送信すること。

4 . 入 札 説 明 会 の 日 時 及 び 場 所 等	仕様書等に関し質疑がある場合には、令和7年5月30日まで上記3.あてにメール（アドレスは入札説明書に記載）又はファックスにて質疑を行うこと。当日までの質疑を取りまとめ、回答は入札説明書受領者全員に対して行うとともに、機構のホームページにて公表することにより入札説明会に代える。 なお、当該日以降に質疑が発生した場合も随時受け付け、同様に対応する。 ただし、質疑内容に個人に関する情報であって特定の個人を識別し得る記述がある場合及び法人等の財産権等を侵害するおそれのある記述がある場合には、当該箇所を伏せ又は当該質疑を公表せず、質疑者のみに回答することがある。
5 . 証 明 に 関 す る 事 項	競争参加者は、上記2.（5）を証明する証明書等を提出しなければならない。 入札説明書による。 3. ①に同じ。 令和7年6月13日 17時00分 証明書等は上記日時までに提出すること。 開札は証明書等の審査を終了した後、下記6.（1）にて行う。
(1) 証 明 書 等 (2) 提 出 場 所 (3) 提 出 期 限	
6 . 入 札 の 日 時 及 び 場 所 等	
(1) 入 札 の 日 時 及 び 場 所	令和7年6月27日 14時00分 栃木県日光市中宮祠2482-3 国立研究開発法人水産研究・教育機構 水産技術研究所日光庁舎 展示棟セミナー室
(2) 郵 便 に よ る 入 札 書 の 受 領 期 限 及 び 提 出 場 所	令和7年6月27日 12時00分 3. ①に同じ。
7 . そ の 他	
(1) 契 約 手 続 き に お い て 使 用 す る 言 語 及 び 通 貨	日 本 語 及 び 日 本 国 通 貨 。
(2) 入 札 保 証 金 及 び 契 約 保 証 金	免 除 。
(3) 入 札 の 無 効	本 公 告 に 示 し た 競 争 参 加 資 格 の な い 者 の 提 出 し た 入 札 書 及 び 入 札 に 関 す る 条 件 に 違 反 し た 入 札 書 は 無 効 と す る 。
(4) 契 約 書 作 成 の 要 否	要 。
(5) 落 札 者 の 決 定 方 法	予 定 価 格 の 制 限 の 範 囲 内 で 最 低 価 格 を も っ て 有 効 な 入 札 を 行 っ た 入 札 者 を 落 札 者 と す る 。
(6) 競 争 参 加 者 は 、 入 札 の 際 に 国 立 研 究 開 発 法 人 水 産 研 究 ・ 教 育 機 構 の 資 格 審 査 結 果 通 知 書 写 し 又 は 全 省 庁 統 一 資 格 の 資 格 審 査 結 果 通 知 書 写 し を 提 出 す る こ と 。	
(7) 詳 細 は 入 札 説 明 書 に よ る 。	
8 . 契 約 に 係 る 情 報 の 公 表	
(1) 公 表 の 対 象 と な る 契 約 先	次 の ① 及 び ② い ず れ に も 該 当 す る 契 約 先 ① 当 機 構 に お い て 役 員 を 経 験 し た 者 （ 役 員 経 験 者 ） が 再 就 職 し て い る こ と 又 は 課 長 相 当 職 以 上 の 職 を 経 験 し た 者 （ 課 長 相 当 職 以 上 経 験 者 ） が 役 員 、 顧 問 等 ※注1 と し て 再 就 職 し て い る こ と ② 当 機 構 と の 間 の 取 引 高 が 、 総 売 上 高 又 は 事 業 収 入 の 3 分 の 1 以 上 を 占 め て い る こ と ※注2 な お 、 「 当 機 構 」 と は 、 改 称 前 の 独 立 行 政 法 人 水 産 総 合 研 究 セ ン タ ー 及 び 国 立 研 究 開 発 法 人 水 産 総 合 研 究 セ ン タ ー 、 統 合 前 の 独 立 行 政 法 人 水 産 大 学 校 を 含 み ま す 。 ※ 注 1 「 役 員 、 顧 問 等 」 に は 、 役 員 、 顧 問 の ほ か 、 相 談 役 そ の 他 い か な る 名 称 を 有 す る 者 で あ る か を 問 わ ず 、 経 営 や 業 務 運 営 に つ い て 、 助 言 す る こ と 等 に よ り 影 響 力 を 与 え る と 認 め ら れ る 者 を 含 む 。 ※ 注 2 総 売 上 高 又 は 事 業 収 入 の 額 は 、 当 該 契 約 の 締 結 日 に お け る 直 近 の 財 務 諸 表 に 掲 げ ら れ た 額 に よ る こ と と し 、 取 引 高 は 当 該 財 務 諸 表 の 対 象 事 業 年 度 に お け る 取 引 の 実 績 に よ る 。
(2) 公 表 す る 情 報	上 記 （ 1 ） に 該 当 す る 契 約 先 に つ い て 、 契 約 ご と に 、 物 品 役 務 等 の 名 称 及 び 数 量 、 契

- 約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。
- ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
 - ② 当機構との間の取引高
 - ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
 - ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

（３）当機構に提供していただく情報

- ① 契約締結日時時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

（４）公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）

（５）その他

当機構ホームページ（契約に関する情報）に「国立研究開発法人水産研究・教育機構が行う契約に係る情報の公表について」が掲載されているのでご確認くださいとともに、所要情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。なお、応札若しくは応募又は契約の締結をもつて同意されたものとみなさせていただきますので、ご了解願います。

9．公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

当機構では、国より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定）に沿って、公的研究費の契約等における不正防止の取り組みを行っており、取り組みのひとつとして、取引先の皆様に「国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項」（URL：http://www.fra.affrc.go.jp/keiyaku/pledge_request/note_contract.pdf）をご理解いただき、一定金額以上の契約に際して、当該注意事項を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いしています。

公的研究費の不正防止関係書類（①公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について、②国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項、③誓約書）は、入札説明書に添付しますので、契約相手方となった場合は、誓約書の提出をお願いします。

なお、当機構の本部、研究所、開発調査センター、水産大学校いずれか1箇所に1回提出していただければ、当機構内の次回以降の契約では再提出する必要はありません。

10．情報処理業務の委任等に係る特記仕様書における「誓約書等」の提出について

当機構では、「政府機関等サイバーセキュリティ対策のための統一基準」（令和3年7月7日サイバーセキュリティ戦略本部決定。）の趣旨を踏まえ、契約相手方となった場合に、特記仕様書に基づく誓約書等の提出をお願いしています。

「（単価契約）魚類耳石年齢査定及び胃内容物査定業務」（以下、「本契約」という。）特記仕様書をご理解いただき、以下内容の誓約を書面にしてご提出をお願いします。

- ① 特記仕様書第3（1）・第4（2）：本契約における履行体制及び遵守事項の誓約について
- ② 特記仕様書第8（1）イ（ウ）：本契約における消去状況の報告について
- ③ 特記仕様書第8（1）イ（エ）：本契約における履行完了に伴う遵守事項の報告について
- ④ 特記仕様書第8（2）ウ：本契約における個人情報及び要機密情報に係る情報の管理記録の報告について
- ⑤ 特記仕様書第8（2）オ：本契約における情報消去承諾の申請について
- ⑥ 特記仕様書第8（2）ケ：本契約における業務従事者全員への教育及び研修の実施状況の報告について
- ⑦ 特記仕様書第10：再委託承認申請書

業 務 仕 様 書

1. 件 名 (単価契約) 魚類耳石年齢査定及び胃内容物査定業務
2. 業 務 目 的 本業務は、栃木県中禅寺湖、福島県秋元湖、木戸川、井出川、新田川に生息する魚類（イワナ、ヤマメ、ホンマス、ブラントラウト、ヒメマス、ウグイ、フナ、オオクチバス、コクチバス等）の年齢組成を耳石年齢査定分析によって明らかにすること、及び、河川、湖沼に生息する魚類の胃内容物の組成を明らかにすることを目的とする。
3. 予 定 数 量 耳石年齢査定 約1,000検体
胃内容物査定 約 200検体
4. 業 務 期 間 自) 契 約 締 結 日
至) 令和8年3月2日
5. 業 務 内 容 **【耳石年齢査定】**
請負業者は、当所から送付する耳石サンプルについて、薄層切片を作成し、輪紋計数を行うとともに、耳石中心から各輪紋外縁までのポストロストラム方向の長さを耳石解析ソフトを用いて1 μ mの精度で測定する。なお、詳細については下記のとおりとする。
 - (1) サンプルの送付について
サンプルは1ヶ月当たり最大100検体を送付する。
請負業者はサンプルを受領後、破損等がないか確認すること。
なお、破損等があった際は、速やかに担当職員に報告し指示に従うものとする。受領したサンプルは担当職員より分析指示があるまで適切に保管すること。
 - (2) 対象魚類について
栃木県中禅寺湖、福島県秋元湖、木戸川、井出川、新田川に生息する魚類（イワナ、ヤマメ、ホンマス、ブラントラウト、ヒメマス、ウグイ、フナ、オオクチバス、コクチバス等）
 - (3) 切片作成
耳石をポリエステル樹脂に包埋し、電動切断機を使用して、耳石中心部を挟む短軸方向の薄層切片を作成する。切片の厚さは0.5mm以下とする（必要に応じ研磨を行う）。
 - (4) 画像解析用の試料作成
切片を、熱可塑性樹脂でスライドガラスに貼付する。
貼付した切片は、0.05N 塩酸で30秒程度エッチング処理後、トルイジンブルー染色（原液で1分程度：個体によって時間調整）し、脱イオン水で軽く流して、風乾する。
 - (5) 画像解析による年齢査定
顕微鏡撮影を行い、耳石切断面全体を1枚の画像で撮影する。
ただし、全個体を一定の倍率で撮影し、画素数は100万画素以上とする。写真撮影された輪紋を計数して年齢査定する（輪紋計数部位を画像にプロットする）。

(6) 分析結果の報告について

分析結果報告書については、①輪紋数、②耳石径及び耳石中心から各輪紋外縁までの長さ、③個体ごとの薄層切片の写真を都度メール添付により提出すること。尚、①、②についてはExcelに入力し提出することとする。

提出期限は、分析を指示（1回当たり100検体を予定）してから30日以内（ただし、期限日が土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日に当たる場合はその翌日まで）とする。

(7) サンプルの返却について

作成された薄層切片サンプルについては、分析終了後、個体IDなどをラベリングし返却するものとする。返却の際は、破損等が生じないように十分に気をつけること。

【胃内容物査定】

請負業者は、当所から送付する魚類胃内容物サンプルについて、種同定、分類ごとの個体数計数、湿重量計量、体積比を測定し、分析結果を報告書として提出することとする。なお、詳細については下記のとおりとする。

(1) サンプルの送付について

サンプルは1ヶ月当たり最大100検体を送付する。

請負業者はサンプルを受領した際、破損等がないか確認すること。なお、破損等があった際は、速やかに担当職員に報告し指示に従うものとする。受領したサンプルは担当職員より分析指示があるまで適切に保管すること。

(2) 対象魚類について

①魚種：河川性及び湖沼性魚類

②魚体のサイズ：10cm～70cm程

③採集場所：栃木県中禅寺湖、福島県秋元湖、木戸川、井出川、新田川、千葉県手賀沼

(3) 分析結果の報告について

分析結果報告書については、①種同定、②分類毎の個体数計数、③湿重量計量(0.1mg単位)、④体積比をExcelに入力し、都度メール添付により提出すること。

提出期限は、分析を指示（1回当たり100検体を予定）してから30日以内（ただし、期限日が土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日に当たる場合はその翌日まで）とする。

(4) サンプルの返却について

当所より送付したサンプルは、分析終了後に下記のとおり分別及びラベリングをして冷凍返却するものとする。

①分別：採集日、種毎にまとめてガラス瓶に入れる。

②ラベリング：瓶毎に、採集日、種名、個体数を記載する。また返却の際は、破損等が生じないように十分に気をつけること。

6. 成果品及び
業 務 報 告

(1) 成果品（分析結果報告書）は「耳石年齢査定」及び「胃内要物査定」ごとの電子データを電子媒体（CD-R等）で2部提出すること。

- (2) 電子媒体は提出の前にウイルスチェックを行うこと。
 - (3) 本業務は成果品（分析結果報告書）を提出後完了届もしくは完了報告書の提出を持って完了とする。
- 報告期限：令和8年3月2日

7. 納入場所 栃木県日光市中宮祠2482-3
 国立研究開発法人水産研究・教育機構
 水産技術研究所 日光庁舎

8. その他
- (1) 全ての分析サンプルは返却すること。
 - (2) 分析結果は誤謬がないように報告すること。
 - (3) 運送に係る経費及び消耗品等（瓶など）に係る経費は、全て請負業者が負担するものとする。
 - (4) 本業務で知り得た情報について、取扱責任者を置き、社内で適切に管理を行い第三者への開示及び漏洩することがないように注意すること。
 - (5) 本業務における品質確認及び解析業務について、別添：国立研究開発法人水産研究・教育機構における情報処理業務の委任等に係る特記仕様書に従うこと。
 - (6) 詳細については担当職員の指示に従うこと。

国立研究開発法人水産研究・教育機構における 情報処理業務の委任等に係る特記仕様書

国立研究開発法人水産研究・教育機構（以下「機構」という。）から情報処理業務の委任等を受けた請負者（以下「請負者」という。）は、契約書及び仕様書等に定めのない事項について、この国立研究開発法人水産研究・教育機構における情報処理業務の委託等に係る特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）に定める事項に従って契約を履行しなければならない。

第1 情報セキュリティポリシーを踏まえた情報処理業務の履行

請負者は、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」（令和5年7月4日サイバーセキュリティ戦略本部決定。以下「統一基準」という。）の趣旨を踏まえ、以下の事項を遵守しなければならない。

第2 定義

この特記仕様書において使用する用語の意義は、次の各号に定めるところによるほか、統一基準による。

- (1) 個人情報 「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第59号）第2条第2項に規定する個人情報及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号）に規定する個人番号をいう。
- (2) 要機密情報 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第5条各号における不開示情報に該当すると判断される蓋然性の高い情報を含む情報をいう。
- (3) 業務 機構の保有する個人情報及び要機密情報をコンピュータ等により処理する情報処理業務であって、業務の一部又は全部について、契約をもって機構外の者に実施させることをいう。委任、準委任、請負等の契約形態を問わないものとする。
- (4) 契約目的物 仕様書等で機構が指定する物件をいう。
- (5) 成果物 契約目的物の仕掛品及び契約履行過程で発生した出力帳票及び電磁的記録物等をいう。
- (6) 機構からの貸与品等 この契約に基づく業務を処理するため、機構が貸与する原票、資料、その他貸与品等及びこれらに含まれる個人情報等並びに要機密情報をいう。承諾を得て複写あるいは複製したものを含むものとする。

第3 業務の実施体制

- (1) 請負者は、契約締結後直ちに業務を履行できる体制を整えたとともに、当該業務

に関する責任者、作業体制、連絡体制及び作業場所についての記載並びにこの特記仕様書を遵守し業務を請け負う旨の誓約を書面にし、機構に提出すること。

- (2) (1)の事項に変更が生じた場合、請負者は速やかに変更内容を機構に提出すること。

第4 業務従事者への遵守事項の周知

- (1) 請負者は、この契約の履行に関する遵守事項について、業務従事者全員に周知徹底し、遵守させること。
- (2) 請負者は、(1)の実施状況を書面にし、機構に提出すること。

第5 情報の保持と目的外使用の禁止

請負者は、この契約の履行により知り得た個人情報、要機密情報、契約目的物及び成果物を第三者に提供してはならない。また、他の用途に使用してはならない。

第6 複写及び複製の禁止

請負者は、機構からの貸与品等を機構の承諾なくして複写及び複製をしてはならない。なお、承諾を得て複写あるいは複製したものについても、第5の規定を遵守すること。

第7 作業場所以外への持出禁止

請負者は、機構が指示又は承認する場合を除き、機構からの貸与品等について、第3(1)における作業場所以外へ持ち出してはならない。

第8 情報の保管及び管理

請負者は、業務に係る情報の保管及び管理に万全を期するため、業務の実施に当たって以下の事項を遵守しなければならない。

(1) 全般事項

ア 契約履行過程

- (ア) 以下の事項について安全管理上必要な措置を講じること。
- a 業務を実施する施設等の入退室管理
 - b 機構からの貸与品等の使用及び保管管理
 - c 契約目的物、成果物の作成、使用及び保管管理
 - d その他、仕様書等で指定したもの
- (イ) 機構から(ア)の内容を確認するため、業務の安全管理体制に係る資料の提出を求められた場合は直ちに提出すること。

イ 契約履行完了時

- (ア) 機構からの貸与品等を、契約履行完了後速やかに機構に返還すること。

- (イ) 契約目的物の作成のために、業務に係る情報を記録した一切の媒体（紙及び電磁的記録媒体等一切の有形物）（以下「記録媒体」という。）については、契約履行完了後に記録媒体上に含まれる当該業務に係る情報を全て消去すること。
- (ウ) (イ)の消去結果について、記録媒体ごとに、消去した情報項目、数量、消去方法及び消去日を明示した書面で機構に報告すること。
- (エ) この特記仕様書の事項を遵守した旨を書面で報告すること。また、あらかじめ機構の承諾を得て、再委託を行った場合は再委託先における状況も同様に報告すること。

ウ 契約解除時

イの規定の「契約履行完了」を「契約解除」に読み替え、規定の全てに従うこと。

エ 事故発生時

契約目的物の納入前に契約目的物の仕掛品、契約履行過程で発生した成果物及び機構からの貸与品等の紛失、滅失及び毀損等の事故が生じたときには、その事故の発生場所及び発生状況等を詳細に記載した書面をもって、遅滞なく機構に報告し、機構の指示に従うこと。

(2) 個人情報及び要機密情報の取扱いに係る事項

機構からの貸与品等、契約目的物及び成果物に含まれる情報で既に公知の情報、機構から請負者に提示した後に請負者の責めによらないで公知となった情報、及び機構と請負者による事前の合意がある情報は、要機密情報に含まれないものとする。個人情報及び要機密情報の取扱いについて、請負者は、以下の事項を遵守しなければならない。

ア 個人情報及び要機密情報に係る記録媒体を、施錠できる保管庫又は施錠及び入退室管理の可能な保管室に格納する等適正に管理すること。

イ アの個人情報及び要機密情報の管理に当たっては、管理責任者を定めるとともに、台帳等を設け個人情報及び要機密情報の管理状況を記録すること。

ウ 機構から要求があった場合又は契約履行完了時には、イの管理記録を機構に提出し報告すること。

エ 個人情報及び要機密情報の運搬には盗難、紛失、漏えい等の事故を防ぐ十分な対策を講じること。

オ (1)イ(イ)において、個人情報及び要機密情報に係る部分については、あらかじめ消去すべき情報項目、数量、消去方法及び消去予定日等を書面により機構に申し出て、機構の承諾を得たうえで消去を行うこと。

カ (1)エの事故が、個人情報及び要機密情報の漏えい、滅失、毀損等に該当する場合は、漏えい、滅失、毀損した個人情報及び要機密情報の項目、内容、数量、事故の発生場所及び発生状況等を詳細に記載した書面をもって、遅滞なく機構に報告し、機構の指示に従うこと。

- キ カの事故が発生した場合、請負者は二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、機構に可能な限り情報を提供すること。
- ク (1)エの事故が発生した場合、機構は必要に応じて請負者の名称を含む当該事故に係る必要な事項の公表を行うことができる。
- ケ 業務の従事者に対し、個人情報及び要機密情報の取扱いについて必要な教育及び研修を実施すること。なお、教育及び研修の計画及び実施状況を書面にて機構に提出すること。
- コ その他、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日号外法律第 57 号）に従って、本業務に係る個人情報を適切に扱うこと。

第 9 機構の施設内での作業

- (1) 請負者は、業務の実施に当たり、機構の施設内で作業を行う必要がある場合には、機構に作業場所、什器、備品及び通信施設等の使用を要請することができる。
- (2) 機構は、(1)の要請に対して、使用条件を付した上で、無償により貸与又は提供することができる。
- (3) 請負者は、機構の施設内で作業を行う場合は、次の事項を遵守するものとする。
 - ア 就業規則は、請負者の定めるものを適用すること。
 - イ 請負者の発行する身分証明書を携帯し、機構の指示があった場合はこれを提示すること。
 - ウ 請負者の名称入りネームプレートを常に着用すること。
 - エ その他、(2)の使用に関し機構が指示すること。

第 10 再委託の取扱い

- (1) 請負者は、この契約の履行に当たり、再委託を行う場合には、あらかじめ再委託を行う旨を書面により機構に申し出て、機構の承諾を得なければならない。
- (2) (1)の書面には、以下の事項を記載するものとする。
 - ア 再委託の理由
 - イ 再委託先の選定理由
 - ウ 再委託先に対する業務の管理方法
 - エ 再委託先の名称、代表者及び所在地
 - オ 再委託する業務の内容
 - カ 再委託する業務に含まれる情報の種類（個人情報及び要機密情報について明記すること。）
 - キ 再委託先のセキュリティ管理体制（個人情報、要機密情報、記録媒体の保管及び管理体制について明記すること。）
 - ク 再委託先が第 1 及び第 3 から第 9 までに定める事項を遵守する旨の誓約

ケ その他、機構が指定する事項

- (3) 第1及び第3から第9までに定める事項については、請負者と同様に、再委託先においても遵守するものとし、請負者は、再委託先がこれを遵守することに関して一切の責任を負う。

第11 実地調査及び指示等

- (1) 機構は、必要があると認める場合には、請負者の作業場所の実地調査を含む請負者の作業状況の調査及び請負者に対する業務の実施に係る指示を行うことができる。
- (2) 請負者は、(1)の規定に基づき、機構から作業状況の調査の実施要求又は業務の実施に係る指示があった場合には、それらの要求又は指示に従わなければならない。
- (3) 機構は、(1)に定める事項を再委託先に対しても実施できるものとし、請負者は、再委託先にその承諾を得ておかなければならない。

第12 情報の保管及び管理等に対する義務違反

- (1) 請負者又は再委託先において、第3から第9までに定める情報の保管及び管理等に関する義務違反又は義務を怠った場合には、機構は、この契約を解除することができる。
- (2) (1)に規定する請負者又は再委託先の義務違反又は義務を怠った場合には、機構は、これらの行為を差し止めることができる。
- (3) (1)に規定する請負者又は再委託先の義務違反又は義務を怠ったことによって機構が損害を被った場合には、機構は請負者に損害賠償を請求することができる。機構が請求する損害賠償額は、機構が実際に被った全ての損害額とする。

第13 存続

第5、第6及び第12の規定は、本契約の解除または期間満了による終了後も存続するものとする。